

第3章 横断的な検討

I 教育理念

1. はじめに

平成13年1月の「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」の内容を基軸として、その後の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」等の中で示されている教育の理念の本質を探るとともに、それらがどのように障害のある子どもの教育に反映されるのかについて述べる。

およそ20年以前に国際連合において「障害者に関する世界行動計画（1982年）」が採択され、さらにこの計画の実施のために「国連障害者の10年（1983年）」が宣言された。このような動向を受け、我が国においても「障害者対策に関する長期計画」（昭和57年、1982年）が策定された。

そしてそれに続く平成4年（1992年）の「障害者対策に関する新長期計画」においても「障害者対策に関する長期計画等に基づきリハビリテーション、およびノーマライゼーションの理念の下に・・・（以下筆者略）」と示されているように、ノーマライゼーションの理念は、「障害者対策に関する長期計画」に端を発し、それ以後の「障害者プラン」（平成7年）、平成14年の「障害者基本計画」や、いわゆる「新障害者プラン（重点施策実施5か年計画）」に継続されてきている。

このようにノーマライゼーションは我が国の障害者施策において重要な考え方であるといえる。

「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）」では、今後の特殊教育の在り方についての基本的考え方の第1項目として、「ノーマライゼーションの進展に向け、障害のある児童生徒の自立と社会参加を社会全体として、生涯にわたって支援する」と示されており、さらにその脚注には、ノーマライゼーションとは「障害のあるものもないものも同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念」と、その捉え方が簡潔に解説されている。

「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）」が発表されて以降、ノーマライゼーションは障害のある子どもの教育における改革の中核となる理念として、教育関係者の間で認識度は高まりつつある。しかしながら実際にはノーマライゼーションの本

来的な趣旨や意図について十分に理解されているとはいえない。

21世紀の新しい動向を踏まえながら、私たちが今後の障害のある子どもの教育の展開に寄与していくためには、個々人がノーマライゼーションの理念の趣旨や背景について、今以上に理解するとともに、広い視野と深い思慮によって人間や社会を捉え、私たち一人一人が新しい改革の推進役であるという認識を持ち行動することが重要であろう。

（笹本 健）